

アセアンの知的財産事情

JETRO（日本貿易振興機構）バンコクセンター 知的財産権担当部長
天野 斉

1. はじめに

アジアの知的財産といえば、中国・韓国・台湾など東アジアのニュースはよく日本でも報道されているが、意外にもアセアン地域の情報は少ないと思われる。特許庁内で日頃耳にするアセアンの話といえば、研修生の受け入れや模倣品天国といったような知財後進国としてのイメージばかりで、あまり積極的な関心は向けられず、アセアンでの知財事情そのものは、必ずしも正確に認識されていないのではないかと思う。

そこで、本稿では、アセアン全体での知財の実情や動向を大枠で紹介したい。今後、先進国であり、かつ同じアジアの一員でもある日本として、アセアン地域での知財分野の対応を考える一助となれば幸いである。

2. アセアンの知財制度概要

(1) アセアンでの知財保護の意義

まずアセアンとは、その正式名称を「東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations, ASEAN）」といい、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、その他の諸問題の解決を目的に、1967年8月8日にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5ヶ国を加盟国として発足した。その後、ブルネイ、ベトナム、さらにラオス、ミャンマーが加わり、そして内戦で加盟が遅れたカンボジアが1999年4月30日に加盟を果たし、創設から30年を経て、現在の10ヶ国からなる「アセアン10」を実現した（図1）。

なぜ、我が国としてアセアンの知財が重要であるの



図1 アセアンの各国

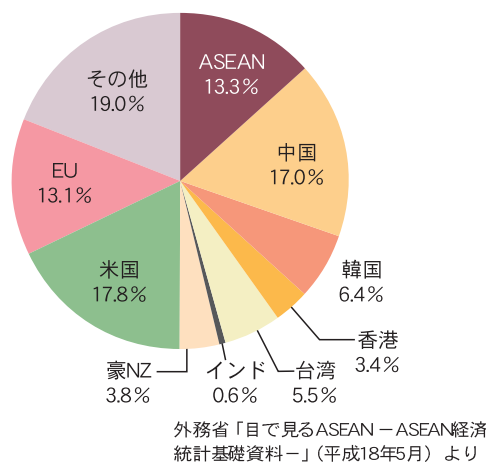


図2 日本の主要貿易相手国・地域（2005年）

か？ アセアンは日系企業の大きな製造・消費拠点であるからである。図2に示すように、日本の対アセアン貿易（輸入＋輸出）は対世界貿易の13.3%を占め、対EUより大きなウェートを持つ。そして、工業製品におけるジャパンブランドはゆるぎない地位を得ているし、ゲームやコミック等のコンテンツも高い人気を誇っている。

表1 日系企業が直面する販売・営業面、投資環境での問題点（複数回答、有効回答966社）

		アセアン計	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド	中国
販売・経営面	進出国市場への模倣品・類似品の流入	11.5%	9.5%	9.5%	16.8%	11.5%	7.9%	21.7%	20.0%	18.6%
投資環境	知的財産権の保護	6.6%	4.8%	5.1%	10.5%	7.2%	3.3%	15.9%	8.2%	N/A

JETRO「在アジア日系製造業の経営実態 ASEAN・インド編」(2005年度調査)

とりわけ、自動車産業においては、タイ、インドネシア、フィリピンなどで、日本製自動車の販売シェアが90%前後を占めており（日本自動車部品工業会調べ）、福野産業も含めると、アセアンが日系企業にとっていかに巨大なマーケットであるかがわかる。

このような製造・消費拠点で知的財産がしっかり守られなければ、模倣品・海賊版の横行を許してしまい、投資に対して大きな損失となってしまうから、適切な保護環境を確立することは、日本産業の競争力強化の観点からも重要である。

JETROが在アジアの日系製造業の経営実態について行った調査においても、企業が直面する販売・営業面、投資環境での問題点として、模倣品・類似品の流入、知的財産権の保護が問題になるとの回答が多く見られている（表1参照）。

（2）制度概要

ベトナム・ラオス以外はすでにWTO加盟国なので、各国ともTRIPSの履行義務を果たすべく知財制度が整

備されている。もっともそのベトナムもWTO加盟を前にして、2006年7月より民法典から独立した知財新法が施行され、産業財産権、著作権、不正競争防止、種苗権等のほぼ全ての知的財産権を網羅した法律の制定により完備されており、ラオスも加盟に向けて著作権法等の整備を進めている最中である（表2参照）。

法制度を見る限りでは、基本的には日本とほぼ同様の知財制度を整えているが、個別の条文を見ていくと、部分意匠保護の欠如や不十分な周知商標の保護、さらに手続きの透明性などの運用面にも問題は残る。

また、条約の加盟についても、特にPCTを中心に、近年急速に進められている。しかし、先進国の知財取得にも有利になるような条約加盟には依然反対する勢力も根強く、特にタイは、まだパリ条約すら加盟していない。ところが、昨今、タイ、ベトナムをはじめとしてバイオ・バイラシー（生物海賊行為）や伝統知識搾取の被害意識が強まりつつあり、このような被害を防止するためにも、PCTやマドリッド・プロトコルのような国際的な枠組みに積極的に参画し、国内技術や知識の情報発信を通じた保護を進めるべきであるとの声も上がってきている。

表2 アセアン各国の知財関連国内法整備及び主な条約加入状況

2006年9月現在

		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	日本
国内法	特許権											
	実用新案権(小特許)	×				×			×			
	意匠権(デザイン特許)											
	商標権											
	著作権				×							
条約	WIPO設立条約											
	TRIPS				×						×	
	パリ条約	×				×				×		
	PCT	×	×			×				×		
	マドリッド・プロトコル	×	×	×	×	×	×	×		×		
	TLT	×	×		×	×	×	×	×	×	×	
ベルヌ条約	×	×		×	×							

JETROバンコク調べ

3. 審査の動向

アセアン主要国の産業財産権出願件数及び審査官数を表3に示す。各国ともほぼ似たような傾向にあり、商標出願の件数が最も多く、特許出願については外国出願が約9割を占めている。そして、決して審査官数が十分とはいえず、不足していることから、多くの国で特に特許審査の遅延が問題とされている。各国とも正確な要処理期間は公表していないものの、タイ知財局の特許審査部にヒアリングしたところでは、FAが18～24月、次のアクションはさらに18～24月とのことである（発明特許の場合）

さらに、特許審査官数がかつても多いインドネシアでさえ60名足らずであるから、日本特許庁の審査長単位及び分室数と比べれば、一人の審査官がいかに広い範囲の技術分野を担当しているかがわかる。

そこで、ベトナムを除くこれらの知財庁では、外国出願に対して、修正実体審査（MSE: Modified Substantive examination）制度を導入したり、外国審査結果の提出を求めるなどしている。ここで、修正実体審査とは、当該国の法令中で定める対象庁にて対応する出願に特許が付与された場合、その審査結果を示す書類を出願人が提出することにより、簡易な追加的審査をすることのみで当該国で特許が付与される制度である。現在、アセアンでは、シンガポール及びマレーシアが採用しており、両国とも、日本特許庁は対象庁に指定されている。

また、タイ、フィリピン、インドネシアにおいては、外国での審査結果がある場合には提出する義務が課され

たり（タイ特許法27条）、長官の求めに応じて提出しなければならない（フィリピン特許法27条、インドネシア特許法28条）現実の審査の運用としては、上記の修正実体審査同様、審査結果を示す書類を出願人が提出することにより、簡易な追加的審査をすることのみで特許が付与されている。

4. 最近のトピック

（1）経済連携協定（EPA）

EPAとは、物やサービスの自由化を図る自由貿易協定（FTA）に加えて、投資、人の移動、知的財産、競争等の幅広い通商分野を含む経済連携協定のことで、近年、多国間及び二国間で多数の交渉が行われていることはよく知られているところである。

WTOやWIPOなどのマルチの場での知財改善交渉が進展しないことから、近年、このEPAや貿易投資枠組協定（TIFA）などの交渉フレームを利用して、知的財産制度の整備が進められている。

日本も知的財産を投資環境整備の一要素としてこのEPAの一項目としており、適正な保護範囲の確保やエンフォースメント強化を図るべく交渉を進めてきており、すでにシンガポール、マレーシアとの二国間協定は発効済みであり、9月にはフィリピンとも署名したところである。

さらに、タイとも大筋合意、アセアン全体、インドネシアとは現在交渉中であり、今後、ベトナムとの交渉開始が予

表3 アセアン主要国の産業財産権出願件数・審査官数及び外国特許出願の扱い

		シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	ベトナム
出願件数	特許	7,951	6,286	6,340	2,972	3,923	1,947
	うち外国人	7,310	5,764	5,449	2,762	3,737	1,767
	意匠	2,290	1,116	4,545	980	5,114	1,335
	商標	23,251	22,144	36,423	12,681	54,031	18,017
審査官数	特許	職員数** 138	42	26	57	61	20
	意匠		7			26	10
	商標		89	22	34	46	40
外国特許出願	MSE*						
	結果提出			義務	要求時	要求時	

2004年又は2005年のデータ（各国年報・web-site・研修生報告等による）

*MSE: Modified Substantive Examination

**2003.3現在

定されている (<http://www.jpogo.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/jiyuuboueki/keizairen.htm> 参照)。

(2) アセアン共同体特許・商標構想

1995年のアセアン経済閣僚会議で「アセアン知的財産協力枠組み協定」が締結されて知財ワーキンググループが発足し、98年のサミットでは「アセアン特許・商標制度」創設の合意がなされたものの、通貨危機等の困難な局面を迎えて各国の温度差は大きく、ほとんど進展が見られていない状況であった。そのような中、急成長するBRICSに対する危機感から「アセアン経済共同体」構想の加速化も受け、2004年11月の第10回アセアン・サミットにおいて、意匠や商標の制度の構築を目指す「THE ASEAN IPR Action Plan 2004-2010」(表4参

照)が策定され、まずはフィリピンが中心となって、意匠や商標の手続きやDBの共通化を模索しようという動きが再開されたところである。

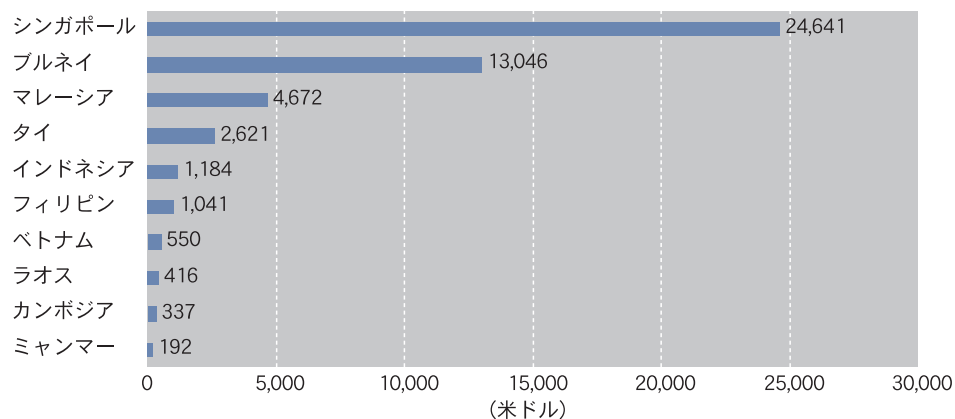
統一的な登録制度が構築されることにより、アセアン以外の国にとっても受けるメリットは大きいことから、このような動きに対しては、我が国も注視しつつ、取り組みが進展するよう今後も適切なサポートをしていく必要があると思われる。

しかしながら、特許制度の統合化は、「途上国」レベルでかつ各国ごとの経済格差があまりにも大きい実情(図3参照)では容易には進まないのが現実かと思われる。また、アセアン各国では上記のような外国出願が大多数である上、PCT加盟国も増えてきたことから、アセアンが単独で特別の特許の枠組みを構築する必要性の低下も指摘されており、今のところ、進展はみられない。

表4 ASEAN IPR Action Plan for 2004-2010

TARGET	ACTIVITIES	INDICATIVE TIMEFRAME
Developing a Framework for Simplification, Harmonisation, Registration and Protection of IPRs		
Simplification and harmonisation of registration and procedure	Considering of the suitability of a regional system as compared to membership in international system and depending on the outcom.	2004- 2010 (On-going)
ASEAN Trademark System	Considering of current IP registration and procedures in IP offices. Analysis and working out simplified and harmonised procedures.	2004- 2010
ASEAN Design System	Examination of issues and implications as a first step in the consideration of the feasibility of an ASEAN Design System. ・ If decision made to proceed by regional route, various studies to be carried on harmonisation areas and proposals, preparations of framework agreements and regulations relating to the ASEAN Design System etc.	2004- 2010

"ASEAN AND INTELLECTUAL PROPERTY" ASEAN Secretariat (May 2006) より抜粋



外務省「目で見えるASEAN-ASEAN経済統計基礎資料」(平成18年5月)より

図3 ASEAN各国の1人当たりGDPの比較 (2004年)

(3) 審査結果の提供及び利用

特許審査結果の提供及び利用に関し、日本特許庁との関係では、MSEとAIPNが挙げられる。

MSEについては既述のとおりであるが、特許庁は2004年から特許出願のサーチ及び審査に関する情報を利用可能とする「高度産業財産ネットワーク（AIPN: Advanced Industrial Property Network）」の運用を開始し、海外の特許庁において、包袋書類（出願人が我が国特許庁に提出した明細書等の書類、及び、拒絶理由通知書等の特許出願の審査に係る書類等）を、機械翻訳により英訳された形で利用することを可能としている。アセアンで現在このAIPNが利用可能な国は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの各国特許庁である（<http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/20041012system.htm> 参照）

また、意匠の審査結果についても、タイ及びベトナムに対して、日本特許庁から結果の提供を行っている。

(4) 欧米の動き

これまで、アセアンに対する人材育成、情報化、審査結果提供などの協力は日本が最も充実していたが、最近ではEUの協力が活発である。1993年に、主としてアセアンの当初6ヶ国の工業所有権保護強化を目的としたプログラムチームがEUからタイに派遣され、2000年からは、さらにアセアン全加盟国に対する知的財産権全般の協力プログラムとして生まれ変わり、欧州とアセアンの貿易、投資及び技術交換、アセアン域内貿易投資を促進することを目的としたEC-ASEAN Intellectual Property Rights Co-operation Program（ECAP II）として、EC、EPO、OHIMからの900万ユーロの基金の下、人材育成や技術支援など年間100件以上のプログラムを実施している。このECAP IIはタイ知財局（DIP）及びベトナム国家知的財産権庁（NOIP）の一室に間借りして、計7名が常駐している（<http://www.ecap-project.org/>）

また、米国の関心は、医薬品特許やソフトウェア・映画等の著作権の保護を主とした知的財産権の保護強化にあり（USTR外国貿易障壁報告書：http://www.ustr.gov/Document_Library/Reports_Publications/2006/2006_NTE_Report/Section_Index.html）前者についてはタイ・マレーシアとの自由貿易協定を通じて期

間延長制度導入やデータ保護を強く要求しており、後者についてはこれまでもBSAやMPAといった民間団体が監視をしていたが、この9月からは、在タイ米国大使館に著作権担当のアタッシェを派遣したところであり、さらに対策を強化し始めるものと見られる。

5. アセアン各国の知財に関する戦略、その取り組み

アセアン主要国では、特に特許をはじめとする権利設定に関しては、外国出願が多いことから、審査結果の受け入れという形での対処が多く採られている。これに対して、模倣品・海賊版対策といったエンフォースメントについては、従来、米国等の外圧に屈する形での改善が多かったが、最近は模倣品の違法販売や輸入による税収減が認識され始め、また自国実演家の海賊版も数多く出回っていること、さらに、自動車・二輪車部品、医薬品・サプリメントなど、国民の安全や健康に影響を及ぼすものもたくさん出回っていることもあり、政府機関による自発的な取り組みに乗り出している国も多い。

(1) 知財裁判所

タイやシンガポールでは、日本で知財高裁が創設される前から知的財産に関する特別裁判所を設置している。このうち、タイでは、民事、刑事、行政のあらゆる知財事件を管轄する「中央知的財産・国際取引（CIPIT）裁判所」が1997年にバンコクに置かれ、現在では年間5000件程度の事件を扱っている（タイ中央知的財産・国際取引裁判所 HP http://geocities.com/cipit_estat/index.html）。もっとも、2002年9月にシンガポールの最高裁により設立が発表された知財裁判所というのは、知財事件を集中的に審理する部門を高裁の



タイの中央知的財産・国際取引（IP&T）裁判所

中に定めたものにすぎない。

また、マレーシア、フィリピンでも特別裁判所設置の動きがあり、マレーシアはすでに知財侵害刑事事件については専門部での審理を試験的に開始しており、早期の知財裁判所実現を目指す。フィリピンは、特別裁判所を創設するほどの知財事件がなく、裁判官等の人材も不十分であることから、昨年出された案は最高裁で承認されなかったものの、当面は知財事件の裁判官の専任化と研修を続けていくとのことである。

(2) 模倣品対策

アセアン地域の工業製品の模倣品は、その多くが中国製と見られている（特許庁「2005年度模倣被害調査報告書」（2006年3月））から、対策としては主として水際措置となる。しかし、CDやDVD等の光ディスクについては、製造装置さえあれば作業時間外などにも簡単にコピー品が製造できることから、マレーシア、フィリピン、タイなどでは自国内で製造されており、さらに欧州等の外国へ輸出している例も見受けられる（「EUの税関統計」等参照）

これらの模倣品対策について、主要国では、関連機関同士がタスクフォースを作ったり、警察以外の救済機関を設けるなどして対策を取っている。

例えばタイでは、2003年9月より知財局・警察・税関や民間団体・企業、法律事務所などによって、関係機関同士が情報共有や協力体制などを構築するMOU（覚書）を複数本結んでいる。このうちの「知的財産権を侵害する輸入及び輸出貨物の共同保護活動による関する覚書」によれば、権利者から事前に監視すべき商標を届出ることにより、迅速で確実な水際措置を取ることが可能となってきている（表5参照）。また、今年8月には、小売店での流通を抑制する方策として、テナントが模倣品を販売して起訴・有罪となった場合に、建物オーナーはそのテナントとの契約を解除しなければならないという新たなMOUを大手百貨店を含めて締結したところである。さら

に、2004年からは、法務省内に設けられている特別捜査局（DSI）において、被害額が大きな（2006年現在、25万パーツ以上）知財侵害事件を扱うことができるとし、商標権以外の侵害事件についても、経済警察にはない特別な捜査権限を与えている（タイDSI法24条）

また、ソフトウェアを含むCDやDVDの海賊版については、特に米国からの厳しい指摘も受けていることから、特別立法をするなどの対処を迫られている。そこで、「光ディスク法」と呼ばれる光ディスクの製造を規制する法律をマレーシアが2000年に導入し、その後、フィリピン、タイでも同様の法律が施行されてきている。

この法律では、光ディスクを製造するのに必要な原料（ポリ・カーボネート等）取引の届出義務、光ディスク製造装置、製造者コード付加の義務化などが定められ、これらの規制に違反した場合は、操業停止や刑事罰を含む厳しい罰則が課せられる。

6. JETROの取り組み

さて、ここでJETROがこのアセアン地域で行っている知財業務について簡単に紹介したい。

JETROでは、貿易・投資促進を主たる業務とすることから、海外ビジネス支援の一環として、投資関連制度である知的財産制度の情報収集や提供をこれまでも行ってきており、アセアンにおいても、各国ごとに「模倣対策マニュアル」を作成してきている（<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>）。

そのような業務のもと、「知財推進計画2006」（知財戦略本部）では、JETROは「模倣品・海賊版対策を強化する」「在外公館等の機能を強化する」として、

「ii）2006年度も引き続き、企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言や調査会社等の紹介などの具体的な支援を在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等において実

表5 タイ税関における模倣品摘発件数

年度	事件数	押収品数	価額（パーツ）
2003（2003/1/1 - 2003/9/30）	19	251,577	8,465,867.-
2004（2003/10/1 - 2004/9/30）	111	1,394,646	114,277,450.-
2005（2004/10/1 - 2005/9/30）	141	1,881,797	37,569,712.-

（タイ税関資料）

施する。」と、その役割が明記されている。

この在外公館等の機能強化を受けて、JETROでも、近年、アセアン各センターに知財担当を任命し、海外における「知財駆込み寺」の機能を担うものとしたところである。

しかしながら、模倣品が氾濫しているもののアセアンの知財情報は少なく、日系企業が実態を把握し十分な対策を打っている様子も見られないことから、今年5月にバンコクセンターを中心として、アセアンワイド知財事業（仮称）としたアセアン及びインドの枠組みでの模倣品共同対策に乗り出し、以下のアクションプランを打ち出し、積極的対応を開始した。

- ・模倣被害実態調査の実施
- ・広域模倣対策マニュアルの作成
- ・アセアンワイドセミナーの実施
- ・各国ごとの日系企業研究会の設立
- ・アセアン知財HPを通じた情報の即時提供
- ・知財担当者連絡会議の開催

これらの事業を今年度中に立ち上げ、少しでも現地の日系企業支援に役立てればと考えている。

7. JPOへの期待

(1) 迅速的確な審査結果の提供

特許審査部において、早期処理が喫緊の課題であることは十分承知の上であるが、質の伴った審査の早期処理の効果は、アセアンにも波及するものであることがわかりと思う。

アセアン主要国の特許審査は、既述のとおり、シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア・フィリピンでは制度として外国審査の結果を受け入れており、ベトナムでもネットワークにより結果提供を行っているから、日本での審査結果が出れば、その結果がほぼそのままアセアン各国で活用されることとなる。これらの国々に多数存在する日系企業にとってみれば、日本の結果を用いて、ほぼ同一クレームの特許が取れば簡易な手続きで権利取得ができ、しかも質の担保も日本と同程度に保証されるから、結果的に低コストで使い勝手のよい制度という効果を生む。

特許審査の迅速的確な処理というのは、決して日本国内や先進国特許庁間だけの問題でなく、アセアンを含めた途上国への協力にもつながり、同時に現地に進出して

profile

天野 斉（あまの ひとし）

平成3年4月特許庁入庁、審査第四部無機化学、総務部国際課、特許審査第三部金属電気化学、文部科学省原子力在外研究員（ニューヨーク大学ロースクール客員研究員）等を経て、平成17年10月15日より現職。



いる日系企業へも直接的に裨益する効果を生じるということをご理解いただければと思う。

(2) IPフレンズ関係のさらなる発展

これまで、我が国は、アセアン各国に対して、人材育成や情報化協力等を通じて、その制度整備に貢献してきた。そして、その成果が着実に始めているのも現実である。例えばタイでは、日本に先んじて知財特別裁判所を創設し、他のアジア各国の手本になっている実績もある。これら日本で研修を受け入れてきた「IPフレンズ」と呼ばれる同窓生は、アセアンで延べ1500人程度にもものぼっており、JPOに対する親しみと敬意を常に感じるとともに、我が国と当該国間との太いパイプ役になる大きな財産でもある。

一方、我が国としては、アジアの活力を取り込んで生産性向上を目指す我が国産業界の国際企業ネットワーク形成が活発に行われている中、この動きに呼応し、制度整備からより効果的な制度運用、そして戦略的パートナーへと向けた次のステップへの関係構築を一層押し進めるべきときである。

経済連携協定が順次締結され、各国の知財政策も充実化されていく中、今後の新たな経済関係構築へ向かっていく上で、これまで我が国が蓄積してきた知財分野での人的及び物理的資産を活用し、この動いていくアセアンとともに発展していける方策が加速的に進んでいくことを期待する。